

「第10回 社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」

(書面開催) 議事要旨

1. 開催日	2020年11月19日（木）
2. 議案	(審議事項) ○ 「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」（仮称）の設置について
3. 主な内容	<p>2016年8月、本ワーキング・グループでは、信用リスクが相対的に大きい企業の社債発行及び投資家のすそ野拡大に向けた環境整備を図るため、社債権者保護の効率的な実務上の仕組みである「社債権者補佐人」制度を創設し、「社債権者補佐人制度に係る社債要項及び業務委託契約について」を取りまとめ公表した。</p> <p>他方で、2019年12月に改正された会社法において、社債の管理を自ら行う社債権者の負担を軽減するため、社債権者による社債の管理の補助を行う制度として「社債管理補助者制度」が規定され、2021年3月より施行される予定である。</p> <p>これに伴い、「社債管理補助者制度」が市場関係者において円滑に利用されるよう、社債権者補佐人制度に係る社債要項及び業務委託契約等を踏まえ、「社債管理補助者制度」に関する社債要項及び業務委託契約書の規定の在り方等について検討を行うため、本ワーキング・グループの下部機関として「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」設置することについて審議を行った結果、原案どおり了承された。</p>

以 上